国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.
Press Release

令和８年１１月６日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、全 25 社に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ　埼玉県政記者クラブ　神奈川建設記者会　横浜海事記者クラブ

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局　総務部
電話：０４８－６０１－３１５１（代表）　FAX：０４８－６００－１３７０
□契約課長　　榎本　（内線：２５１１）
□契約課長補佐　園田　（内線：２５１７）
電話：０４５－２１１－７４１２（代表）　FAX：０４５－２１１－０２０５
　契約管理官　　小宮　（内線：５８８０）
　経理調達課長　兒玉　（内線：５８７０）

□は本件の主務課です

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指　名　停　止　措　置　業　者	住　　所
①　株式会社シミズ・ビルライフケア	東京都中央区京橋２－１０－２
②　日本ハウズイング株式会社	東京都新宿区新宿１－３１－１２
③　株式会社日装・ツツミワークス	東京都豊島区東池袋３－４－３ＮＢＦ池袋イースト14F
④　アルソシアＲｅビルド株式会社 ※R8.10.7に(株)ＳＭＣＲから社名変更	東京都中央区新川２－２７－１
⑤　株式会社伊勝	神奈川県横浜市鶴見区生麦１－５－３
⑥　建装工業株式会社	東京都港区西新橋３－１１－１
⑦　株式会社ティーエスケー	千葉県船橋市高瀬町３１－３
⑧　株式会社Ｊ－ＢＩＳメンテナンス	東京都千代田区鍛冶町２－６－１
⑨　株式会社セラフ榎本	埼玉県川口市芝中田２－３４－１６
⑩　シンヨー株式会社	神奈川県川崎市川崎区大川町８－６
⑪　株式会社リニューアルウィングス	東京都墨田区両国１－１５－９
⑫　株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀４－１０－１
⑬　株式会社アイピー２１	東京都千代田区神田神保町１－２０
⑭　ヤシマ工業株式会社	東京都中野区新井２－１０－１１
⑮　株式会社大京穴吹建設	香川県高松市藤塚町１－１１－２２
⑯　合人社エンジニアリング株式会社	広島県広島市中区袋町４－３１
⑰　株式会社ＮＡＫＡＭＵＲＡ	東京都品川区上大崎３－６－４
⑱　ニットクメンテ株式会社	東京都北区豊島７－２５－６
⑲　株式会社リソー	神奈川県横須賀市山科台１０－１４
⑳　株式会社アルテック	神奈川県横浜市中区新山下２－１２－４３
㉑　南海工業株式会社	東京都世田谷区船橋３－２６－７
㉒　株式会社ＹＫＫ　ＡＰラクシー	千葉県松戸市東松戸３－７－２１
㉓　株式会社サカクラ	神奈川県横浜市磯子区岡村７－３５－１６
㉔　ダイワテック株式会社	大阪府大阪市東住吉区住道矢田８－１３－２６
㉕　株式会社翔設計	東京都渋谷区千駄ヶ谷４－２４－１５

２．指名停止措置期間

⑱の業者　　令和８年１１月６日から令和９年１月５日まで（２カ月）
①⑤⑨⑩㉒の業者　　令和８年１１月６日から令和９年２月５日まで（３カ月）
④⑥⑧⑪⑫⑬⑯⑲⑳㉑㉓㉔㉕の業者
　　令和８年１１月６日から令和９年３月５日まで（４カ月）
②③⑦⑭⑮⑰の業者　　令和８年１１月６日から令和９年５月５日まで（６カ月）

３．指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

４．事実概要

当該業者らは公正取引委員会により、令和８年９月２８日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

５．指名停止措置理由

【①②③⑤⑥⑦⑫⑯⑰㉔㉕の業者】

有資格業者である当該業者らが独占禁止法違反行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第２第５号（独占禁止法違反行為）に該当する。

【④⑧⑨⑩⑪⑬⑭⑮⑱⑲⑳㉑㉒㉓の業者】

有資格業者である当該業者らが独占禁止法違反行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第２第５号（独占禁止法違反行為）に該当する。

＜指名停止措置要領別表第２第５号＞

措　　置　　要　　件	期　　間
（独占禁止法違反行為） ５　当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 ヵ月以上9 ヵ月以内